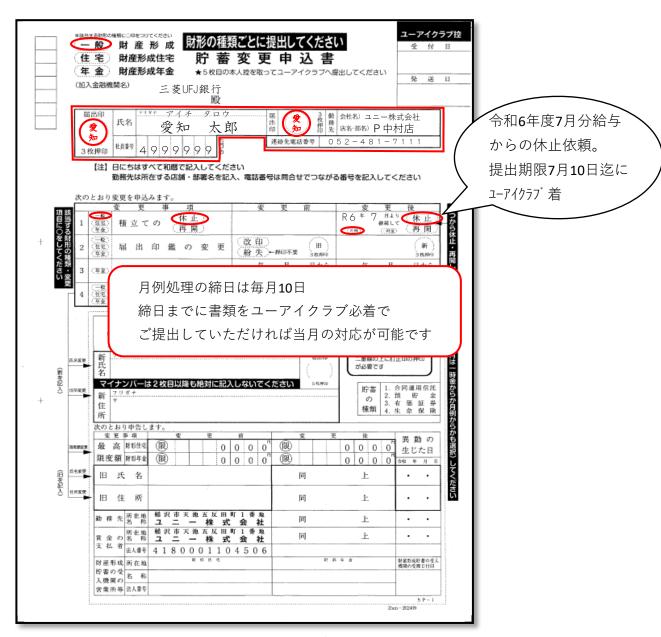
貯蓄変更申込書 積立の休止・再開 記入方法

財形書類は財形種類ごとに提出が必要となります。同一の金融機関で加入されている場合でも 種類ごとにそれぞれ書類を提出して下さい。

印鑑は必ず届出印を押印して下さい(加入時に財形貯蓄申込書に押した印鑑または変更後の印鑑) 記入誤りを修正する場合は**該当箇所に二重線を引き、その上に届出印を押印して下さい。** 該当箇所には必ず「上~下」に押印して下さい

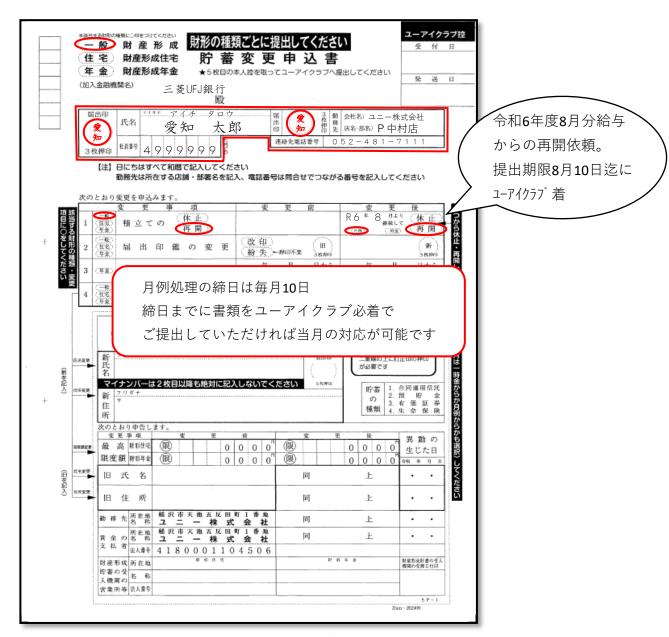


*7月と12月は一時金の支給もあるため、必ず月例・一時金のどちらに ○ を付けて下さい。

貯蓄変更申込書 積立の休止・再開 記入方法

財形書類は財形種類ごとに提出が必要となります。同一の金融機関で加入されている場合でも 種類ごとにそれぞれ書類を提出して下さい。

印鑑は必ず届出印を押印して下さい(加入時に財形貯蓄申込書に押した印鑑または変更後の印鑑) 記入誤りを修正する場合は**該当箇所に二重線を引き、その上に届出印を押印して下さい。** 該当箇所には必ず「上~下」に押印して下さい



*7月と12月は一時金の支給もあるため、必ず月例・一時金のどちらに ○ を付けて下さい。